必　ず　お　読　み　く　だ　さ　い

令和６年４月から特定求職者雇用開発助成金に係る

申請書類等の送付はしません。

支給申請される事業主の方へ

・令和６年４月発送分から支給申請書等の同封はしません。

・支給申請書や各種様式は千葉労働局および厚生労働省のホームページから

ダウンロードをしてください。

※ご案内用紙やリーフレット等は従来通り送付いたします。
令和６年４月以前に送付された書類はそのままご利用いただけます。

【千葉労働局特定求職者雇用開発助成金】

※ホームページは令和６年４月頃改定予定です。

【厚生労働省雇用関係助成金】

〒260-8612
千葉市中央区中央4-11-1
千葉第２地方合同庁舎４F
千葉労働局職業安定部職業対策課
事業所給付係
電話　043-221-4391